

米沢市食肉センター木質バイオマス熱電併給システム導入等業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

米沢市は令和2年10月8日にゼロカーボンシティ宣言を行い、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指し、実現に向けて取組を進めている。

その取組の一つとして、環境省が募集する「第6回脱炭素先行地域募集」に応募し、令和7年5月に選定を受けたところである。

本業務は、脱炭素先行地域計画提案書（以下「計画書」という。）の内容に基づき、米沢市食肉センターへ木質バイオマス熱電併給システムを導入するものであり、設置及び維持管理等について、幅広い知識と経験を有する者を公募することで、事業実施を円滑に行い、エネルギーの地産地消と地域脱炭素を推進することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

米沢市食肉センター木質バイオマス熱電併給システム導入等業務

(2) 業務内容

別紙「米沢市食肉センター木質バイオマス熱電併給システム導入等業務仕様書」
のとおり

(3) 事業期間及び想定事業費

木質バイオマス熱電併給システム導入に関しては、合意書締結後、令和8年度から令和9年度の2か年で設計及び工事を完了し、令和10年度より運用開始するものとする。

なお、別途、事業のサービス契約期間（原則20年間）を個別に定め、業務を実施することとし、期間終了後の事業については、市と協議し決定する。事業廃止とする場合、米沢食肉センター敷地内に設置した関連設備は事業者の費用負担で撤去するものとする。

設備設置の想定事業費については、計画書における計画額（事業費700,000千円、補助額440,000千円）を基本とする。各年度に想定している事業費と補助額は、以下に示すとおりとする。

【各年度における想定事業費と補助額】

年度	内容	事業費	補助額
令和8年度	計画・設計・施工	350,000,000円	220,000,000円
令和9年度	施工	350,000,000円	220,000,000円

※ 令和8年度と9年度の事業費及び補助額は、計画書の金額を反映したものであり、内示及び交付決定前の金額であることに留意すること。

※ 上記金額は消費税及び地方消費税の額を含む。

3 活用交付金に係る注意事項

この業務は、国の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（脱炭素先行地域づくり事業）」を活用するものである。事業者は事前に二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱及び地域脱炭素移行・再エネ推進交付

金 実施要領の内容を確認し、同交付金の目的及び内容を理解したうえで事業を遂行するものとする。

4 参加資格要件

本プロポーザル参加申請日において、以下の要件を全て満たす法人（特別目的会社（SPC）を含む。）とする。

- (1) 米沢市競争入札参加資格者名簿に登録している者。もしくは、米沢市競争入札参加資格審査申請に係る必要書類を提出する者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てが行われたもの又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく精算の開始、又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 米沢市競争入札参加資格者指名停止規定（平成 6 年米沢市告示第 66 号）に基づく本市の指名停止期間中でないこと。
- (6) 米沢市暴力団排除条例（平成 24 年米沢市条例第 1 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) 山形県内に本社若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する予定がある場合を含む。）を有する者であること。
- (8) 本業務に従事する管理責任者及び事業担当者においては、過去 5 年以内（令和 2 年度から令和 6 年度）にバイオマス発電施設または本件と類似の事業経験を有すること。
- (9) 米沢市税、法人税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。

5 実施スケジュール

実施スケジュールは下記のとおりとする。各項目の詳細については、6～12 参照のこと。

項目	期日
公募型プロポーザル公募開始 (公告・ホームページ掲載)	令和 8 年 1 月 16 日（金）
質問書の受付期限	令和 8 年 2 月 13 日（金）12 時 00 分まで
質問書の回答期限	令和 8 年 2 月 19 日（木）17 時 15 分まで
参加表明書類の提出期限	令和 8 年 2 月 24 日（火）17 時 15 分まで
企画提案書類の提出期限	令和 8 年 3 月 11 日（水）17 時 15 分まで
プレゼンテーション実施日	令和 8 年 3 月 17 日（火）
審査結果通知	令和 8 年 3 月下旬
合意書締結	令和 8 年 3 月下旬

6 質問書の提出

- (1) 提出書類
質問票（様式第1号）
- (2) 提出方法
電子メールで環境課まで送付すること。また、電話により受信確認を行うこと。
- (3) 受付期限
令和8年2月13日（金）12時00分まで
- (4) 質問に対する回答
令和8年2月19日（木）12時00分までに、電子メールにより参加申請書類を提出した事業者全員に通知する。なお、質疑を行った事業者名は公開しないものとする。

7 参加表明書類の提出

- (1) 提出書類及び提出期限

No.	書類名	様式	提出部数	提出期限
1	参加表明書	様式第2号	1部	令和8年2月24日（火） 17時15分必着
2	事業者概要書	様式第3号		
3	指名停止措置状況調書	様式第3号 の2		
4	業務実績調書	様式第4号		
5	商業登記簿謄本（登記事項証明書）	—		
6	納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税）	—		
7	暴力団排除に関する誓約書	様式第2号 の3		

※No.5～6の書類については3か月以内発行のものとし、写し可とする。

※No.7の書類については『米沢市が行う事務又は事業からの暴力団排除の推進に関する要綱』第7条に基づく様式とする。

- (2) 提出方法

直接持参又は郵送により環境課へ提出することとする。

- ア 郵送の場合は、特定記録または書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。
- イ 直接持参する場合は、執務時間中（平日8時30分から17時15分まで）に環境課に持参すること。特別目的会社（SPC）の場合は、必要に応じて構成員の財務状況を提出すること。

- (3) 参加資格審査と審査結果の通知

参加表明を行った事業者の参加資格を審査し、すべての参加表明者に参加資格審

査結果の通知を行い、参加資格があると認められた事業者に企画提案書の提出を求めるものとする。

8 企画提案書類の提出

(1) 提出書類及び提出期限

No.	書類名	様式	提出部数	提出期限
1	企画提案書提出書	様式第5号	1部	令和8年3月11日(水) 17時15分必着
2	企画提案書	任意様式 (A4判)	7部	
3	業務実施体制調書	様式第6号	複写可	

(2) 企画提案書の内容

企画提案書作成の際は、別紙仕様書を参照の上、以下の内容を記載すること。なお、ページ数は概ね20ページとし、企画提案者が特定できるような内容(社名等)の記載は行わないこと。

- ア 実施方針（提案の基本方針・概要）に関すること。
- イ 木質バイオマス熱電併給システム導入に関すること。
- ウ 設備の運転管理・保守点検・維持管理に関すること。
- エ 業務遂行能力に関すること。
- オ 契約単価に関すること。
- カ 原料調達に関すること。
- キ 本事業を活かした独自提案に関すること。

(3) 提出方法

直接持参又は郵送によることとする。

- ア 郵送の場合は、書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。
- イ 直接持参する場合は、執務時間中（平日8時30分から17時15分まで）に環境課に持参すること。

9 優先交渉権者の選定方法

本市職員等で構成する「木質バイオマス熱電併給システム導入等業務優先交渉権者選定委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、このプロポーザルの審査を行い、優先交渉権者を選定する。

企画提案書の提出を受けた後にプレゼンテーション審査を行い、総評価点（満点）の6割以上の評価のうち、最も優れている事業者を優先交渉権者として選定する。（次点者以降も決定する。）

なお、このプロポーザルに参加した他の参加者の情報、選定結果及び評価点は公開しない。選定結果については、求めがあった場合、提案者全員に対し自己の結果のみ通知する。

評価の詳細・評価点・審査の経緯及びその内容は公開しない。また、審査及び結果に関する質問や異議は受け付けないものとする。

10 プレゼンテーション及び審査の実施

(1) 審査方法

提出された企画提案書をもとに、各提案者によるプレゼンテーションを実施し、委員会において評価が最も優れている者を選定する。

(2) プレゼンテーション内容

企画提案書をもとに、50分以内の説明とする。（準備5分、口頭説明30分、質疑応答15分）

(3) プレゼンテーション及び委員会実施日

令和8年3月17日（火）

(4) プレゼンテーションの際の注意事項

ア プレゼンテーションの実施時間及び会場等の詳細は、別途通知する。なおプレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。

イ プレゼンテーションに使用するプロジェクター及びスクリーンは環境課が準備するが、パソコン、ネットワーク環境等は提案者において準備すること。

ウ プレゼンテーションの準備は開始時間までに行う事とし、開始時間が過ぎた場合は所要時間に含める。

エ 提出した企画提案書の内容と著しく異なるプレゼンテーションは認めない。

オ 指定した時間に遅れた場合は失格とする。ただし、やむを得ない事情があると認めるときは、この限りではない。

(5) 審査結果

プロポーザルは、委員会が「木質バイオマス熱電併給システム導入等業務優先交渉権者選定評価基準」に基づき審査し、後日速やかに参加者全員にその結果を書面にて通知する。

(6) 審査結果の公表

審査結果は、優先交渉権者の名称のみ米沢市ホームページで公表する。応募提出書類は非公表とする。

11 評価項目

評価項目及び評価の視点は次のとおりとする。

評価項目	評価の視点	配点
実施方針	・本事業の目的を踏まえたものか。	10
事業推進・実施方法	・住民、事業者、施設管理者への説明方法が優れているか ・市との役割分担を含む実施全体像が整理されているか	20
設備設置能力	施工能力	・米沢市食肉センターの特性を踏まえた設備の提案・施工方法等になっているか
	安全性	・安全性が高く、施設への影響が少ないものか
	実現性	・実現性が高いものか
保守点検・	保守点検	・保守点検の体制及び内容に問題はないか

維持管理		いか。	
	損害保険	・損害保険の内容に問題はないか。	10
	災害等対応	・BCP 対策に備えた内容となっているか	10
実績	会社概要・事業実績	・財務状況、資金調達に問題ないか (特に事業期間における事業遂行に耐えうる財務内容であるか) ・同種事業の実績があり、問題なく実施が見込めるか	20
事業遂行能力	工事遂行能力	・実施体制及び提案者に対する支援体制 ・実施・施工スケジュール	20
	リスク対応	・事業期間におけるリスクについて、対応できる提案となっているか	10
	事業継続性	・原料の調達及び実施体制について、長期間の事業継続をできる提案となっているか	20
熱電料金	コストメリット	・計画書の試算(電力単価 25 円/kWh、熱単価 13 円/kWh)と比較して、適切な価格となっているか。 ・契約単価の算出方法は妥当か	20
独自提案	地域貢献	・市内事業者の活用への配慮がなされているか ・地域経済への波及効果が望める提案となっているか	20
	独自提案	・提案者が有する知識や技能、経験等を活かした提案で、ゼロカーボンシティ実現に資する提案となっているか ・計画書の趣旨に沿った内容となっているか	20
合計		満点	250

12 資格の喪失

企画提案書の提出者が次のいずれかに該当するときは、受託候補者としないものとし、すでに提出された企画提案書は無効とし、当該提案者に対し理由を付して通知するものとする。

- (1) 「4 参加資格要件」で規定した参加資格を満たさないこととなったとき。
- (2) 提出した書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) その他、実施要領で示した条件に違反したとき。

13 合意書の締結

審査結果に基づき選定した優先交渉権者と、提案に沿って事業内容の協議、調整を行

った上で、合意書を締結する。その際、協議等の結果に基づき、提案内容の一部を変更する場合がある。

なお、優先交渉権者に選定された事業者が辞退した場合、又は協議が整わなかった場合は審査により順位づけられた上位の者から順に協議等を行った上で、合意書を締結するものとする。

また、参加者が1者の場合にあっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を優先交渉権者として選定し、合意書を締結する。

14 その他

- (1) 本事業の実施に至らなかつた場合、そのときまでに要した費用は原因者負担とする。
- (2) 審査結果について、説明を求めるここと及び異議を申し立てることはできないものとする。
- (3) プロポーザルへの参加に係る費用は、すべて申請者の負担とする。また、提出書類は返却しない。
- (4) 提出期限後の企画提案書の提出及び差し替えは認めない。
- (5) 採用された企画提案については、内容の一部変更を指示することがある。
- (6) 本事業により得られた米沢市食肉センターに係る成果品及びすべての権利（所有権、著作権等）は、本市に帰属するものとする。
- (7) この要領に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する。
- (8) このプロポーザルに応募した者は、この実施要領に同意したものとみなす。

15 参考資料(各 Web サイト参照)

- (1) 木質バイオマス熱電併給システム導入等業務仕様書
- (2) 「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（脱炭素先行地域づくり事業）」関連資料
 - ・二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱
 - ・地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領
- (3) 「第6回脱炭素先行地域選定結果」関連資料
 - ・脱炭素先行地域計画提案書
 - ・脱炭素先行地域計画提案概要

16 プロポーザルに関する問い合わせ先

米沢市市民環境部環境課環境担当

住所：〒992-8501 山形県米沢市金池五丁目2番25号

電話：0238-22-5111（内線3306）

FAX：0238-22-0498

電子メールアドレス：kankyo-t@city.yonezawa.yamagata.jp